

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市上下水道局長      横      地      玉      和

別表事務職員、臨時的任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の部営業主事の項を削り、同表技術職員、臨時的任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の部技師の項の次に次のように加える。

|        |             |
|--------|-------------|
| 上下水道技師 | 現場関係技術等を行う。 |
|--------|-------------|

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。